

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>本業務は、ダム仕上げ掘削時の岩盤状況やコンクリート打設など、各施工段階において、様々な技術課題について、分析評価を行い、発注者の立場で技術的助言を行う業務である。本業務遂行のためには、ダム構造並びに地質工学に関する高度な知識を有し、かつ全国のダム事例や最新の知見が必要とされる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>一般財団法人ダム技術センターは、ダムの技術的課題を克服するための高度な技術力の向上及び優秀な技術者の確保を目的に、47都道府県の出捐を得て設立された団体で、基本設計会議メンバーである独立行政法人土木研究所や国土交通省、また学識経験者と随時情報交換を行える体制を持っている。</p> <p>当センターは、全国の困難な課題を有するダムについても施工実績分析評価業務を数多く受注しており、かつダムに関する各種新技術の委員会、研究開発、書籍出版、ダム技術者育成事業等も行うダム技術開発の主導的立場にあり、ダム構造並びに地質工学に関する高度な知識を有するとともに、様々なダムの懸案事例に対し最新の知見を有している唯一の団体である。</p> <p>内ヶ谷ダムにおいては、平成25年度に当センターに委託し技術的助言を受け、平成26年度の本体実施設計等基本設計会議の了解を得て、本体工事を発注し、その後発生したダム右岸開口割れ目及びダム下流左岸法面変状の課題に対する技術的助言を受けるなど、当ダムの特殊性を十分把握している。さらには、ダム基礎処理及び貯水池地すべりに関する分析評価並びに技術的助言等を継続的に実施しているところである。</p> <p>以上により、一般財団法人ダム技術センターと随意契約を締結したい。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。